

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準
(保育所版)
評価機関

名 称	特定非営利活動法人 医療・福祉ネットワークせいわ
所 在 地	佐賀県佐賀市木原二丁目6番5号
評価実施期間	平成27年1月19日～27年1月20日
評価調査者番号	第06 - 042号
	第07 - 001号
	第06 - 040号

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 熊本市立菱形保育園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 園長 村上 輝美	開設年月日： 昭和48年 4月 1日
設置主体： 熊本市 経営主体： 熊本市	定員： 80名 (利用人数) (88名)
所在地：〒861 - 0152 熊本県熊本市北区植木町上古閑62-2	
連絡先電話番号： 096 - 272 - 1584	F A X 番号： 096 - 272 - 1596
ホームページアドレス	http://www.

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事					
生後3ヶ月から就学前の児童の保育 障がい児保育 一時預かり保育 延長保育 子育て支援事業 園開放 地域活動事業(世代間交流・異年齢交流)	入園式 バス旅行 保育参加(育児講座、親子ブラッシング) 夏祭り 運動会 遠足 ちびっこ音楽会 秋の遠足 もちつき 親子クッキング 祖父母参加 豆まき 生活発表会 ひなまつり お別れ遠足 卒園式					
居室概要	居室以外の施設設備の概要					
保育室(5部屋) 職員休憩室 調理室 調乳室 沐浴室	園庭 プール 畑					
職員の配置						
	職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
	園長	1		保育士	7	6
	主任保育士	2		調理師	1	
	保育士	4	5			
	調理師	1	2			
	合 計	8	7	合 計	8	6

資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 評価結果総評

特に評価の高い点

I. 地域に根ざした保育園運営に取り組まれています。

当保育園の歴史は、地域において農業を営まれている家庭が多かった時代に、日中の子どもの居場所として始まっています。昭和48年4月には児童館から定員60名の保育園になり、その後定員増や園舎建替え、市町村合併を経て『熊本市立菱形保育園』として現在に至っています。

当保育園では、“地域に愛される保育園を目指します。”と理念に掲げ、子どもたちが多種多様な交流と経験を積み重ねることを大切にされています。そのことは、菜園活動を介した地域の人々(耕し隊)との交流や地域行事への参加、消防署や警察の協力のもとで行われる防災訓練、各種ボランティアの受入など、様々な活動からもうかがい知ることができます。また、小・中学校を含む関係機関との連携や、一時預かり保育、園開放などによる地域の子育て支援にも積極的に取り組まれています。

II. 園長のリーダーシップのもと、職員が一致団結して保育の質の向上に取り組まれています。

平成23年に熊本市と合併したことで、違う環境で経験を積み重ねた職員が同じ保育園業務を行うということに加えて、今年度は園長・主任保育士・複数職員の異動や当該評価受審など大変なスタートであったようです。その上、主任保育士2名が病気や怪我による長期休職となり、日常業務のやりくりだけでも大変な状況下で、評価基準の勉強会を積み重ね、職員一人ひとりが自らの役割を担い、協力して改善活動に取り組まれて来ました。その中で園長は、職員が悩み立ち止まった時には助言を、新たな取組に向かう時には背中を押すなどして、一つひとつの課題を乗り越え、職員が同じ認識のもとで保育や業務に取り組まれるようになられているとのこと。異動後間もない園長でありながら、“園長先生のようになりたい。”との職員の言葉に園長の優れた指導力や統率力を感じることができ、そのリーダーシップにより『菱形保育園』の一層充実した質の高い保育が実践されると期待できます。

III. 子どもが食育活動を含め、さまざまな体験ができるように配慮されています。

園では“心豊かに育つ子どもたち”を食育の基本理念に掲げ、食を通しての身体づくりや食事マナーの習得、食への関心と意欲を高める取り組みが、年齢別、段階的、計画的に行われています。

クラス毎の菜園活動の中で、育てて収穫する経験のほか、「耕し隊」との交流経験や親子クッキング、うきうきタイムのセルフおにぎりなど食に関する多様な体験にも取り組まれています。また、献立に季節の料理や伝統料理が盛り込まれており、肥後野菜といった珍しい地元食材も使われ、書面や現物展示も行われており、子どもの味覚だけではなく、視覚や触覚、嗅覚等を通した経験も積み重ねられています。

改善を求められる点

I. 時代の要請に応じた情報発信を期待します。

地域の公民館や郵便局等へリーフレットを置いてもらったり、「菱形よかとこ通信」を掲示したり、子育て相談及び地域への出前保育の機会などを捉えて情報発信を行ったりされています。しかし、誰もが何時でも情報を入手できる環境が十分に整っているとは言い難い状況がうかがえます。社会情勢や子育て世代の生活スタイルの変化等を鑑みて、家に居ながらも保育サービスの選択に必要な情報が得られるようなツールとしてインターネットを媒介とする情報発信のシステム構築とその取り組みに期待します。

II. 職員会議録等の記録の仕方に工夫と改善を期待します。

子どもに関する記録は、マニュアルなどに沿って書かれ、第三者が閲覧しても育ちや保育士の関わりが分かるようになっていきます。しかし、月々の職員会議録は、議題が印刷されたものに手書きで記録されており、検討内容等が十分に記録されているとは言い難い箇所が散見されました。検討された内容や結論などについて、誰が読んでも理解できるような工夫と改善を期待します。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H27.3.10)

菱形保育園の殆どの職員が「第三者評価って何？」からのスタートで未知の世界でしたが、全職員でコツコツと勉強し一つずつ積み上げていきました。

評価の高い点で、地域に根ざした保育園運営に取り組んでいる事、園長のリーダーシップのもと職員が一致団結して保育の質の向上に取り組んでいる事、子どもが食育活動を含めさまざまな体験が出来る様に配慮している事など、信念を持って取り組み、頑張った事がきちんと受け止められ理解して頂き、高い評価に繋がった事に感謝申し上げ、一層充実した質の高い保育を実践して参りたいと思います。

改善点は納得のいくものでした。

第三者評価の必要性を実感し、沢山の事を学び大変勉強になり、第三者評価を受け本当に良かったと全職員が思っております。

素晴らしい経験や体験の機会を頂き、感謝申し上げます。

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<p>熊本市立保育園共通の理念が策定されており、合併によって新たに仲間入りした『菱形保育園』にもその理念はしっかりと伝えられています。更に子育て環境に恵まれ、協力・連携体制が整った地域性から園独自の理念“子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指す。”が明文化されています。また、理念との整合性を考慮しつつ、その実現に向けた具体的な内容と方向性が保育方針として明文化されています。</p> <p>理念・保育方針は園内各所に掲示されているほか、「園のしおり」や「リーフレット」、「菱形よかとこ新聞」などの配布文書や事業計画、保育課程、各種マニュアル等にも記載され園内外への周知に努められています。</p> <p>園の運営全体に関するアンケートが実施され、集計・分析の積み重ねによって理念や保育方針の周知状況の把握にも努められています。</p> <p>熊本県独自の評価基準であるUD(ユニバーサルデザイン)への取り組みは、移動式スロープの準備や援助を必要とする来訪者に向けた文書の掲示等で、施設環境の不都合な部分を補う工夫や、誰でも受容しようとする保育の実施姿勢、努力からもうかがい知ることができます。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>運営主体である熊本市によって中・長期事業計画である「ひびけ！こども未来プラン」が策定され、そのプロセスと評価過程等は熊本市のホームページで閲覧することができます。市が目指す方向性に基づいて園としての中・長期及び単年度事業計画も策定されており、保育課程も子どもの育ちに配慮した内容で編成されています。異動を伴う職場であることから、年度末の評価・検討を踏まえた新たな職員体制での再検討も行われ、年度当初の職員会議にて職員には配布や説明がなされています。その進捗状況や見直しに関しては、職員会議や朝礼等で行われており、全職員の参画によって周知の深まりと共通認識が持てるような取り組みになっています。</p> <p>保護者会総会や入園説明会等で書面を配布し、年間行事計画や各保育計画等を説明するとともに、クラス懇談会等においてもクラス担任からの説明が行われるといった複層的な周知への取り組みが見られます。</p>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>園長は就任当初から自らの役割や社会的責任の重さを強く受け止め、職務分掌等に明記した上で、職員会議等で表明されています。園内外での会議等に積極的な参加をすることで協力体制や連携を深めると共に、自己研鑽によって得た情報等を職員育成や運営にも活用されています。その一環として当該評価受審を契機に保育課程や総合マニュアルの改訂、園が積み上げてきた地域との交流を大切にしながら、園が進む方向性や保育のあり方を示し、会議や朝礼、OJT研修の機会に全職員の意見をくみ上げ質の向上に向けてリーダーシップを発揮されています。</p> <p>公立保育園としての運営や業務の効率化については、限られた裁量の中で環境整備に努め、備品の購入に際しても数と質の必要性などに意識を持ちながら職員との協働によって取り組まれています。</p> <p>法令遵守に関しては多方面にわたる関係法令(児童福祉・人権擁護・環境保護・労務・交通・防災等々)をリスト化し、職員会議等で職員に説明するほか、事務所内に掲示することで、職員への意識づけに努められています。</p>

<p>評価対象 1 経営状況の把握</p>	<p>社会福祉事業全体の動向やニーズについては、熊本市が実施したニーズ調査結果や行政情報、保育業界情報、各種研修会、地域のネットワーク会議によって把握されています。</p> <p>公立保育園への予算割り当てを考慮しながら、環境整備(軽微な修繕・備品の補充・遊具や絵本等の購入)は優先順位を決め、時には複数年での見通しを立てて取り組むなど、予算内での運営に努められています。</p> <p>職員手作りによる備品や保育用材の活用、太陽光発電による光熱費の効率化、節水などに取り組み、園全体として経費節減に努められています。</p> <p>外部監査については、公立保育園の特性を鑑み、「該当なし」と判断しています。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>熊本市全体の人事管理のもと、保育の質や財政等を勘案しながら、人員配置基準に基づき有資格者が常勤・非常勤・臨時・加配など多様な雇用形態で配置されており、質の高い人材確保にも取り組まれています。</p> <p>人材育成については、意欲喚起やスキルアップ、組織の活性化など人事考課の意義の共通理解のもと、年度初めの目標設定やOJT研修、自己評価、定期的な面談、助言等によって職員一人ひとりの意欲や専門性の向上に取り組まれています。熊本市主催の研修以外にも保育団体やその他が主催する多様な研修、勉強会への参加を職員全員に推奨されています。園長及び主任保育士によって職員一人ひとりの就業状況が把握され、勤務シフトや時間外労働、有給休暇についても職員の意向を考慮し、偏りがないよう調整するなどの配慮が見られます。</p> <p>次世代の人材育成として、受け入れ意義や方針、体制に関するマニュアルが整備され実習生が受け入れられています。園長や主任保育士によるオリエンテーションが随時行われるほか、会議や朝礼を通じて職員に周知し、保護者には園便り等で説明と周知に努められています。</p>
<p>3 安全管理</p>	<p>熊本市のハザードマップから予想できる災害対応マニュアルが整備され、計画的な避難・対応訓練が行われています。緊急時に関しては緊急連絡先を明確にし、安否確認カードによって園と保護者の連携が取れる体制がつけられています。非常持ち出し物品等もリスト化し、所定の場所に置かれています。また、リストに沿って備蓄も準備されており、賞味期限等の管理も行われています。</p> <p>園では施設や設備、遊具等について、定められた頻度(日・週・月単位)でチェックリストに基づく点検が行われています。公立保育園の職員で構成される安全衛生委員会による安全パトロールも定期的を実施されています。</p>
<p>4 地域との交流と連携</p>	<p>“地域に愛される保育園”を目指し、年6回の高齢者施設訪問や地域高齢者で組織されている「耕し隊」との交流、読み聞かせやサッカー指導などのボランティアを積極的に受け入れることによって、子どもたちが多様な経験と様々な愛情を注がれる機会を持つことができている。また、地域への情報発信として「菱形よかとこ通信」が定期発行され、共通理解のツールにもなっています。</p> <p>地域の「山本子育て支援センター」とは、園への人材派遣や園から主任保育士を派遣するなど、地域の子育てに関する双方向での連携に繋がっています。</p>
<p>評価対象 1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>理念や保育方針、保育目標に明示されている一人ひとりの子どもを大切にする姿勢は、「園のしおり」や各種計画にも明示されています。年度初めの会議で“人権を尊重する保育”の年間計画が策定されており、その保育や接遇については、継続的に人権研修や人権会議で検討及び確認が行われ、人権に対する意識付けがなされています。子どもたちには、日々の保育場面での育みのほか、人権啓発ビデオの視聴によって人権について考える機会も設けられています。</p> <p>園では「プライバシーポリシー」「個人情報保護に関するマニュアル」に基づき、職員には採用時や年度初めの会議において説明され、共通認識と周知によって子どもや保護者のプライバシー保護及び意見・苦情などへの対応に努められています。保護者には入園説明会で「個人情報の取り扱いについて～保護者の皆様へ～」を配布し、説明後には利用目的ごとの同意もとられています。</p> <p>園運営全体に関するアンケートや行事毎のアンケート、意見箱(ききたいもん)の設置のほか、「ご意見・要望・苦情解決の仕組み」、啓蒙ポスター、第三者委員についての掲示など、様々な取組が見られます。アンケート結果や意見・要望等は、職員会議や朝礼等で検討され、その結果については保護者会やお便りなどを介して公表もされています。保護者が意見を言い易い関係作りとして、送迎時の会話や連絡帳などを通して子どもの育ちの様子やエピソードを共有するなど、日常的なコミュニケーションを大切にされています。</p>

<p>2 サービスの質の確保</p>	<p>当該評価受審に向けて早い時期から行動計画が立てられ、職員全員で改善活動に取り組まれています。グループに分かれ、評価基準について学びあい、共通認識を持って、会議の中で園や保育の課題抽出と改善策の検討に取り組まれ、それぞれが役割を担った活動が丁寧に行われたことをうかがい知ることができます。この取り組みの中で職員の意欲が更に高まり、様々な気づきを得て園の理念の実現に向けた取り組みに繋がっていることもうかがえます。</p> <p>子ども一人ひとりに関する記録は、熊本市立保育園の統一様式で作成され、職員への周知や記録方法もマニュアルに定められています。</p> <p>日々の保育に関しては、自己評価のほか、指導計画の評価についても園長・主任保育士による助言や指導が行われる体制があります。</p> <p>その他の個別記録等も含め、子どもの育ちやつまづきに気づき、子ども一人ひとりの最善の利益となる指導方法を考えて行く取り組みによって、質の高い保育実践に繋がられています。</p> <p>担当以外の保育士でも子どもに最善の保育が提供できるように、各クラスマニュアルが配布されています。このマニュアルはデイリープログラムをもとに改訂され、一日の流れや手順、保育士の関わり等について詳細に明記されており、活用によって日々の保育が同じ質で提供できるよう工夫されています。</p>
<p>3 サービスの開始継続</p>	<p>園を紹介するリーフレットは、公民館などに置かせて頂くとともに、入園希望者や見学者、園開放参加者に配布されています。また、園長や主任保育士等による「園のしおり」を用いたわかりやすい説明も行われています。しかし、情報発信という点からはインターネット上での情報提供は十分とは言い難い状況が見受けられるため、今後の対応を期待したいところです。</p> <p>卒園時の児童要録のほか、転居やその他の理由によって転園される場合には、定められた様式により、子どもに関する情報が保護者を介して転園先に提供される仕組みも構築されています。また、卒園・転園後も園に気がるに相談できることが保護者に伝えられています。</p>
<p>4 サービス実施計画の策定</p>	<p>入園前に行われる入園説明会で年齢に応じた面接を行うと共に、公立保育園の統一様式書類(児童票・児童調査票等)によって子どもの身体及び育ち、生活状況などをアセスメントする仕組みがあります。アセスメントされた情報は進級・入園後の家庭訪問や個人面談の機会などで定期・随時に確認と修正、追加等が行われています。</p> <p>収集されたアセスメント情報や保護者の子育てに関する意向をもとに、子ども一人ひとりの発達課題が抽出された上で、指導計画(年間・月間・週間・個別等)が担当保育士によって作成され、主任保育士及び園長の助言と指導を受け確定されています。各計画は職員会議や3歳以上児・3歳未満児会議により定期的な評価や検討が行われ次の計画に反映されています。</p>
<p>評価対象 A - 1 保育所保育の基本</p>	<p>保育課程は前年度末に編成された素案をもとに、新年度の会議にて新体制で検討され確定されます。保育課程は児童憲章や子どもの権利に関する条例と法律、保育所保育指針の趣旨をとらえた上で地域性や子ども達の育つ背景にも配慮がなされ編成されています。保育課程には、園が目ざす理念・保育方針・保育目標の実現に向けた方向性と取り組みが項目別に明示され、年齢別の発達段階に分けた保育目標と養護、教育面での計画(指標)や食育目標が掲げられています。</p> <p>当園では、職員による手作りパーティーにより、遊びや授乳、睡眠と場面毎に区切ることのできる保育室で、乳児と1歳児が合同で保育をされています。乳児保育では、“暖かい家庭的な関わりとスキンシップ”を心がけられており、ゆったりと安心して過ごせる環境の中で、一人ひとりの生活リズムや生育歴の違いに留意しながら、健康や安全、情緒の安定などに配慮した保育に取り組まれています。担当保育士は、乳児保育やSIDS(乳幼児突然死症候群)に関する研修に参加し、職員会議での報告により職員間の周知にも努められています。午睡時には呼吸や睡眠状況を決まった頻度でチェックし、記録にも残されています。</p> <p>1歳児には、探索活動が十分にできるよう活動スペースを乳児とは別にし、基本的な生活習慣を身につける始まりとしての関わりが丁寧に行われています。</p> <p>2歳児には、自我の目覚めから発達、自立に至るまで、その年齢に応じて身につけるべき基本的な生活習慣、発達課題などに配慮した一人ひとりの個別計画とクラス毎の指導計画が作成されています。</p> <p>3歳児保育では、基本的な生活習慣を獲得する時期となるので、生活場面においては褒めることで意欲を高め、友だち(他者)とのぶつかり合いが多くなることを踏まえて、活発な関わりが持てる活動や、遊びを意識的に組み立てられるよう配慮されています。</p> <p>4歳児には、身辺自立に向け所有物を整理したり、使った物を元に戻したりということが身につくような保育が組み立てられます。人権面での理解も進むので、当番活動や</p>

	<p>保育士の手伝い等を通して、友だち(他者)のことが考えられたり、友だちと一緒に楽しみながら遊びや活動に取り組めたりするような指導や関わりに努められています。</p> <p>5歳児には、就学に向け、チャレンジする力や頑張る力を身につけること、仲間意識を持って遊びや活動ができることを考慮し、保育が計画的に行われています。特に植木公立保育園(4園)合同の音楽会は、練習から発表会までに子どもたちが大きく成長する取り組みになっています。就学後の生活を見据え、基本的生活習慣の自立に向けて保護者との連携を図り、特に朝ごはんはしっかりと食べるように働きかけられています。</p> <p>小学校との交流や体験入学、小学校教員との意見交換会によって得られた情報を保護者に伝達するなどして、就学以降の生活に見通しが持てるように努められています。</p> <p>自然環境に恵まれた地域にあり、地域住民の協力を得ての菜園活動や散歩、草花や自然物を使った活動も年間を通じて行われています。また、当園では保育場面での子どもたちの“つぶやき”を大切にされており、一人ひとりの思いを理解する手段として取り組まれ続けています。今年度は子どもたちが描く絵に注目し、一人ひとりの“つぶやき”が展示の際に添えられており、保護者と子ども、保育士のコミュニケーションが深くなる取り組みに繋がっているようです。</p>
<p>A - 2 子どもの生活と発達</p>	<p>園長は職員に“子どもを指導する際に、急かさず、一つひとつをきちんとおさえながら提示することが丁寧な保育をするという方法の一つである。”と伝えられています。職員は子どもに分かりやすく、あたたかい言葉で穏やかに話しかけることを心がけると共に、否定的な言葉かけはしないように努められています。更に全職員が「保育従事者の心得」を深く理解し、それに基づいた実践を行うことで、園が目指す理念の実現に向けて取り組まれていることもうかがえます。</p> <p>障がいによる困り感を持つ子どもが安心して生活できるように、園全体で情報を共有し、関係専門機関や区の保健師等とも連携しながら、育ちや保育の方法、方向性についての検討が繰り返し行われています。</p> <p>長時間にわたり園で過ごすこととなる子どもについては、保護者や担当保育士からの情報が確実に伝わるよう引継ぎが行われ、生活リズムを考慮して子どもの心に寄り添いながら不安解消に努め、異年齢での遊びが楽しめるよう配慮されています。</p> <p>子どもの健康管理については、保健計画や健康管理マニュアルが整備されており、健康診断・歯科検診の結果は所定の様式に記録されると共に、書面や口頭で保護者に伝えられています。日常的な健康状態は朝礼で報告され、職員は出勤時の朝礼日誌閲覧が習慣化されており、情報の共有と周知の徹底に努められています。</p> <p>給食は熊本市の統一献立に基づき、季節の野菜や果物、時には園での収穫物を使用し、食材の彩りや切り方への配慮なども見られます。おやつについても手作りのものが提供されています。</p> <p>調理室前には平仮名の献立表が掲示されており、三色栄養ボードも活用されています。ガラス窓越しに調理の様子が見られ、職員と交流することによって“食”への興味や関心が高められています。そのほか、「うきうきタイム」という時間を設け、ピーマンの種とりなど野菜の下処理の実践にも取り組んでいます。調理職員は各クラスで子どもたちの喫食状況を観察したり、食事の感想を聴いたりして献立の参考や調理方法の改善と工夫に役立てられています。</p> <p>離乳食や食物アレルギーなどがある子どもの食事については、保護者との面談やアレルギー調査書によって得た情報及び医療機関の指示書に基づいて、保育士との連携のもと丁寧に取り組まれています。</p> <p>調理室や水周り等は、園長のリーダーシップと「熊本市立保育園衛生管理マニュアル」に基づいた管理が行われ、食中毒等のトラブル発生時の対応についても明文化されており、職員への周知によって迅速に対応ができる体制が整えられています。</p>
<p>A - 3 保護者に対する支援</p>	<p>家庭での子どもの生活や園での様子が、年齢に応じて丁寧に記入された連絡帳(全園児)での情報交換と送迎時の会話により相互に伝わるよう努められています。また、クラス毎のくまモンボードでは、遊びや活動等の様子も伝えられています。</p> <p>年1回の家庭訪問やクラス懇談会、保育参加(親子ブラッシング・親子クッキング)、必要に応じた個人面談が実施され、家庭環境や子どもの様子等を重層的に聴き取る体制が整備されています。今年度は、初めて未満児の食事や生活の様子を映像で見てもらおうという新たな取り組みにチャレンジされており、保護者からの好評も得られたとのことです。このように園では、一人ひとりの育ちやつまずきを把握した上で保護者と連携し、保護者と保育者という役割のもと子育てという共通理解を得るための取り組みも積極的に行われています。</p> <p>園の保護者会活動としては、行事(夏祭り、運動会、音楽会)等への協力、保護者作業(クラス毎に年4回の剪定や除草作業、プール清掃等)などがあり、役員会会場の</p>

	<p>提供や会報配布、保護者会での決定事項の家庭への通知が、園との連携によって活発に行われています。</p> <p>「虐待対応マニュアル」が整備され、対応方法や連携先等を全職員が周知し予防と早期発見に努められています。</p>
--	---

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	40	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

評価細目の第三者評価結果 【 保育所版 】

評価対象 福祉サービスの基本方針と組織

- 1 理念・基本方針

		第三者評価結果
- 1 - (1) 理念、基本方針が確立されている。		
	- 1 - (1) - 理念が明文化されている。	①・b・c
	- 1 - (1) - 理念に基づく基本方針が明文化されている。	①・b・c
- 1 - (2) 理念、基本方針が周知されている。		
	- 1 - (2) - 理念や基本方針が職員に周知されている。	①・b・c
	- 1 - (2) - 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	①・b・c

- 2 事業計画の策定

		第三者評価結果
- 2 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	- 2 - (1) - 中・長期計画が策定されている。	①・b・c
	- 2 - (1) - 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	①・b・c
- 2 - (2) 事業計画が適切に策定されている。		
	- 2 - (2) - 事業計画の策定が組織的に行われている。	①・b・c
	- 2 - (2) - 事業計画が職員に周知されている。	①・b・c
	- 2 - (2) - 事業計画が利用者等に周知されている。	①・b・c

- 3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
- 3 - (1) 管理者の責任が明確にされている。		
	- 3 - (1) - 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	①・b・c
	- 3 - (1) - 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	①・b・c
- 3 - (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	- 3 - (2) - 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	①・b・c
	- 3 - (2) - 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	①・b・c

評価対象 組織の運営管理

- 1 経営状況の把握

		第三者評価結果
- 1 - (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	- 1 - (1) - 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	①・b・c
	- 1 - (1) - 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	①・b・c
	- 1 - (1) - 外部監査が実施されている。	該当なし

- 2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
- 2 - (1) 人事管理の体制が整備されている。		
	- 2 - (1) - 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	①・b・c
	- 2 - (1) - 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	①・b・c

- 2 - (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	- 2 - (2) - 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	①・b・c
	- 2 - (2) - 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	①・b・c
- 2 - (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	- 2 - (3) - 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	①・b・c
	- 2 - (3) - 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	①・b・c
	- 2 - (3) - 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	①・b・c
- 2 - (4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
	- 2 - (4) - 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	①・b・c

- 3 安全管理

		第三者評価結果
- 3 - (1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	- 3 - (1) - 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	①・b・c
	- 3 - (1) - 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	①・b・c
	- 3 - (1) - 利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	①・b・c

- 4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
- 4 - (1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	- 4 - (1) - 利用者と地域との関わりを大切にしている。	①・b・c
	- 4 - (1) - 事業所が有する機能を地域に還元している。	①・b・c
	- 4 - (1) - ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	①・b・c
- 4 - (2) 関係機関との連携が確保されている。		
	- 4 - (2) - 必要な社会資源を明確にしている。	①・b・c
	- 4 - (2) - 関係機関等との連携が適切に行われている。	①・b・c
- 4 - (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	- 4 - (3) - 地域の福祉ニーズを把握している。	①・b・c
	- 4 - (3) - 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	①・b・c

評価対象 適切な福祉サービスの実施

- 1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
- 1 - (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	- 1 - (1) - 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	①・b・c
	- 1 - (1) - 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	①・b・c
- 1 - (2) 利用者満足の向上に務めている。		
	- 1 - (2) - 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組をおこなっている。	①・b・c
- 1 - (3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	- 1 - (3) - 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	①・b・c
	- 1 - (3) - 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	①・b・c
	- 1 - (3) - 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	①・b・c

- 2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
- 2 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	- 2 - (1) - サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	①・b・c
	- 2 - (1) - 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	①・b・c
- 2 - (2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	- 2 - (2) - 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	①・b・c
	- 2 - (2) - 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	①・b・c
- 2 - (3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	- 2 - (3) - 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	①・b・c
	- 2 - (3) - 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	①・b・c
	- 2 - (3) - 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	①・b・c

- 3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
- 3 - (1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	- 3 - (1) - 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a・②・c
	- 3 - (1) - サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	①・b・c
- 3 - (2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	- 3 - (2) - 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	①・b・c

- 4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
- 4 - (1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	- 4 - (1) - 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	①・b・c
- 4 - (2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	- 4 - (2) - サービス実施計画を適切に策定している。	①・b・c
	- 4 - (2) - 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	①・b・c

評価対象

A - 1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
A - 1 - (1) 養護と教育の一体的展開		
	A - 1 - (1) - 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	①・b・c
	A - 1 - (1) - 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	①・b・c
	A - 1 - (1) - 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	①・b・c
	A - 1 - (1) - 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	①・b・c
	A - 1 - (1) - 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	①・b・c
	A - 1 - (1) - 職員の接し方について、児童ひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。	①・b・c
	A - 1 - (1) - 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	①・b・c

A - 1 - (2) 環境を通して行う保育		
	A - 1 - (2) - 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c
	A - 1 - (2) - 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	①・b・c
	A - 1 - (2) - 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c
	A - 1 - (2) - 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわれるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c
	A - 1 - (2) - 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c
	A - 1 - (2) - 施設・設備に関して、子ども・保護者や来所者が利用しやすいよう配慮した取り組みを行っている。	①・b・c
A - 1 - (3) 職員の資質向上		
	A - 1 - (3) - 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	①・b・c

A - 2 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
A - 2 - (1) 生活と発達の連続性		
	A - 2 - (1) - 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	①・b・c
	A - 2 - (1) - 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	①・b・c
	A - 2 - (1) - 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	①・b・c

A - 2 - (2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
	A - 2 - (2) - 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	①・b・c
	A - 2 - (2) - 食事を楽しむことができる工夫をしている。	①・b・c
	A - 2 - (2) - 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	①・b・c
	A - 2 - (2) - 食育の取り組みを行っている。	①・b・c
	A - 2 - (2) - 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	①・b・c
A - 2 - (3) 健康及び安全の実施体制		
	A - 2 - (3) - アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	①・b・c
	A - 2 - (3) - 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒の発生時に対応できるような体制が整備されている。	①・b・c

A - 3 保護者に対する支援

		第三者評価結果
A - 3 - (1) 家庭との緊密な連携		
	A - 3 - (1) - 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	①・b・c
	A - 3 - (1) - 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	①・b・c
	A - 3 - (1) - 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	①・b・c
	A - 3 - (1) - 保護者組織の活動に対する援助や意見交換を行っている。	①・b・c
	A - 3 - (1) - 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	①・b・c

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準 (評価対象 ~)	51	1	0
内容評価基準 (評価対象 A 1 ~ A 3)	29	0	0
合 計	80	1	0